

鎌倉市ごみ焼却施設
用地検討部会における検討結果
報告書

平成 27 年 1 月

鎌倉市ごみ焼却施設用地検討部会

目 次

1	はじめに.....	2
2	目 的.....	3
3	ごみ焼却施設用地検討部会の構成.....	3
4	ごみ焼却施設用地検討部会の開催経過について.....	4
5	候補地の選定方法.....	5
(1)	1次選定.....	5
(2)	2次選定.....	5
(3)	3次選定.....	7
ア	比較検討項目	
イ	検討経過	
・	鎌倉市ごみ焼却施設建設候補地図.....	10
・	新ごみ焼却施設建設候補地選定に係る調査表.....	11
・	4候補地に対する相対比較項目（19項目）の調査結果概要	19
・	候補地別課題整理表.....	24
6	総 評.....	29
(1)	野村総合研究所跡地.....	30
(2)	深沢地域総合整備事業区域内市有地.....	32
(3)	山崎下水道終末処理場未活用地.....	34
(4)	深沢クリーンセンター用地.....	36
(5)	むすび.....	38
7	資料編.....	39
(1)	1次選定結果及び（第1回）2次選定絞り込み条件による候補地.....	40
(2)	2次選定絞り込み条件による都市公園・緑地の状況.....	42
(3)	人口重心までの距離.....	43
(4)	候補地別収集車両等の搬入台数.....	44
(5)	他市との距離関係について.....	49
(6)	敷地境界から学校、保育所、病院等までの距離.....	50
(7)	通学路について.....	54
(8)	洪水及び土砂災害ハザードマップ.....	58
(9)	候補地別概算費用（本体除く）	60

1 はじめに

現在、鎌倉市（以下「本市」という。）では、今泉クリーンセンター（昭和 48 年 5 月竣工、処理能力：75 t/日）と名越クリーンセンター（昭和 57 年 1 月竣工、処理能力：150 t/日）の 2 施設においてごみの焼却を行っています。

しかし、今泉クリーンセンターについては、稼働から約 40 年が経過しており、平成 26 年度末にごみの焼却を停止する予定となっています。また、名越クリーンセンターについても、現在「名越クリーンセンター基幹的設備改良工事」を実施して延命化に取り組んでいますが、稼働から約 30 年が経過し、施設の老朽化の課題を抱えており、今回の基幹的設備改良工事が延命化をする最後の工事となります。将来に渡って安全で安定したごみ処理を継続していくためには、ごみの減量や資源化によってごみ焼却量の削減に努めるとともに、新たなごみ焼却施設の建設が必要不可欠となっています。こうしたことから、平成 25 年 8 月に市長から鎌倉市生活環境整備審議会（以下「生環審」という。）に「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」の諮問がなされました。

鎌倉市では、「鎌倉市ごみ減量・資源化推進本部会議」を「鎌倉市ごみ処理施策推進本部会議」（以下「本部会議」という。）に改め、所掌事務に「新たなごみ処理施設整備に関する事項」を加えるとともに、本部会議と生環審、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会（以下「減量審」という。）の 3 つの組織で並行してごみ焼却施設基本計画の検討を進めていく体制を整えました。

また、ごみ焼却施設の建設においては、先んじて建設用地の選定が必要であることから、生環審では、鎌倉市生活環境整備審議会条例に基づき、生環審の委員 3 名、市民 7 名の計 10 名で構成する「ごみ焼却施設用地検討部会」（以下「用地検討部会」）を生環審内に設け、市民の意見を聴取しながら建設候補地の検討を行うこととしました。

用地検討部会は、本市の地理的条件や自然環境等を十分考慮し、平成 25 年 11 月から平成 27 年 1 月までの約 1 年間、延べ 15 回に渡って、市の施策、交通問題や防災、法的規制等といった幅広い角度から検討を重ね、各候補地における課題等の整理を行いました。

本報告書は、用地検討部会での建設候補地に対する比較検討や課題の整理をとりまとめたものであり、今後、本書を生環審へ報告し、改めて検討を重ねたうえで、市への答申をまとめたいただきたい。

最後に、ごみ焼却施設は市民の生活に必要不可欠な施設でありながら、建設地周辺の住民には理解を得ることが難しい施設でもあります。ごみ焼却施設は、ごみの焼却だけではなく、市民に還元できる施設や災害時にも復旧の一助となる機能を兼ね備えた「総合施設」として施設整備を行うことなども検討し、市民の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明をしていくことを切望し、用地検討部会の報告といたします。

平成 27 年 1 月 7 日

ごみ焼却施設用地検討部会
会 長 荒井 喜久雄

2 目的

用地検討部会は、市が新ごみ焼却施設建設用地を決定するにあたり、市民意見を聴取しながら建設候補地を選定し、各候補地の比較検討や課題の整理を行うことを目的としています。

3 用地検討部会の構成

用地検討部会の構成は、委員として生環審委員 3 名、意見聴取者(市民) 7 名の計 10 名で、表 1 のとおりです。

表 1 ごみ焼却施設用地検討部会委員及び意見聴取者名簿

	氏名	所属
会 長	荒井 喜久雄	鎌倉市生活環境整備審議会
副会長	河邊 安男	鎌倉市生活環境整備審議会
委 員	村田 弘	鎌倉市生活環境整備審議会
ごみ焼却施設用地検討部会運用基準第 2 条第 2 項に定める意見聴取者	深山 秀男	鎌倉市自治町内会連合会(鎌倉地区)
	石井 信	鎌倉市自治町内会連合会(腰越地区)
	矢澤 基一	鎌倉市自治町内会連合会(深沢地区)
	岩佐 勝司	鎌倉市自治町内会連合会(大船地区)
	吉田 好明	鎌倉市自治町内会連合会(玉縄地区)
	三浦 昭男	名越クリーンセンター地域コミュニティー推進協議会
	尾島 隆史	今泉クリーンセンター連絡協議会

※ 意見聴取者は、鎌倉市自治町内会連合会 5 地区及び名越クリーンセンター地域コミュニティー推進協議会並びに今泉クリーンセンター連絡協議会から推薦を受けた者である。

4 用地検討部会の開催経過について

用地検討部会の開催経過は表2のとおりで、事前説明会や他市視察を含めて計15回開催しました。

平成25年11月に開催した勉強を兼ねた事前説明会から、平成26年1月に実施した、はだのクリーンセンター視察までは、本市が、焼却施設の建設を検討していく上で特に、建設候補地周辺の住民の理解を得ることが大きな課題であることから、例えば、「地元に還元できる施設やサービスの検討」、「焼却施設のイメージ作り」、「エネルギーの活用」、「防災的な機能」などについて検討しておくことの重要性を認識するとともに、部会の進め方について協議をしました。その後、「建設候補地の抽出について」、「建設候補地の比較検討項目の検討」など、実質的な作業を進めました。

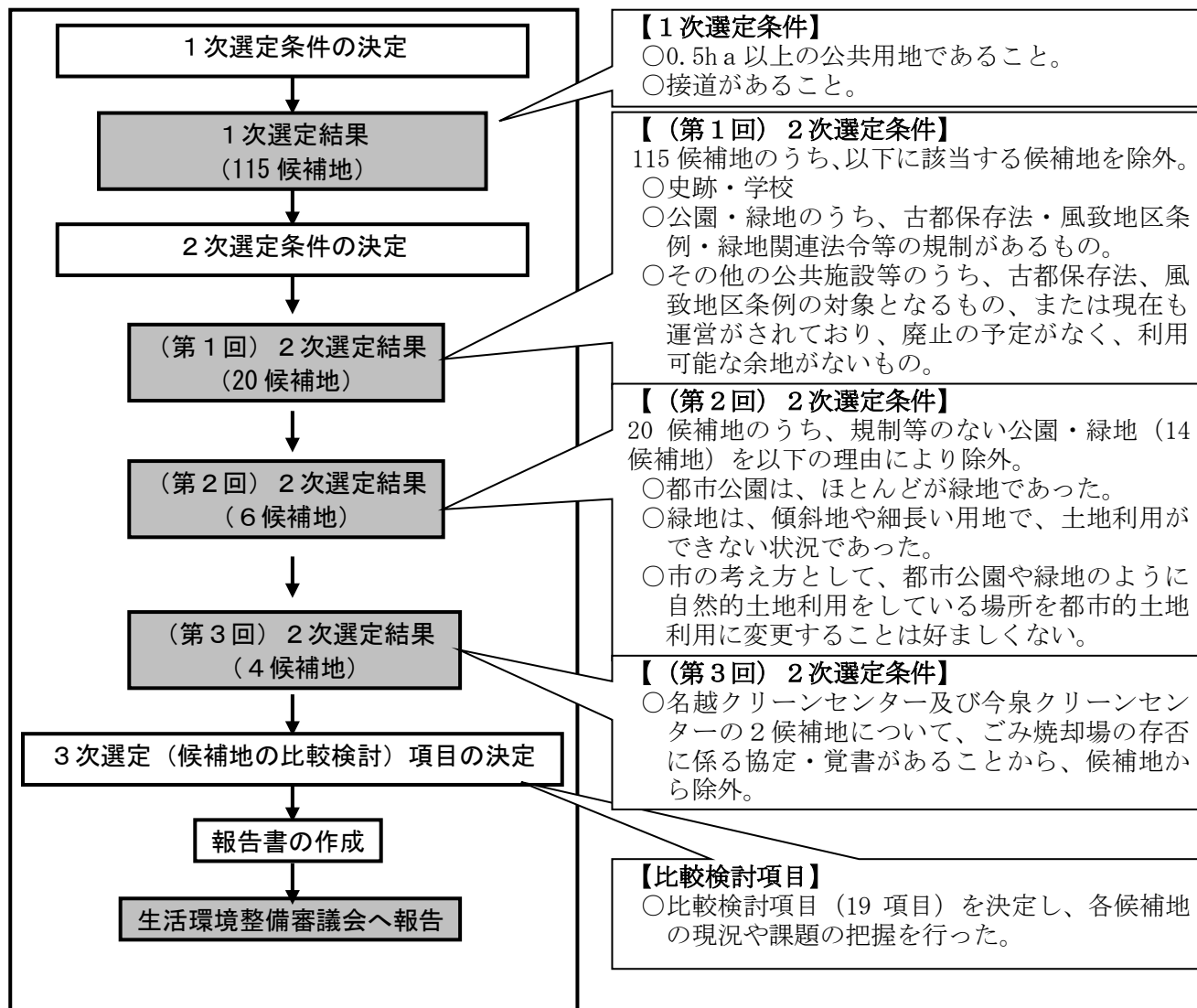
表2 ごみ焼却施設用地検討部会の経過概要

開催日	開催名	検討内容等
平成25年11月27日	ごみ焼却施設用地検討部会事前説明会	用地検討部会を開催するにあたり、鎌倉市のごみ行政に関する勉強会を開催。 ・これまでの焼却施設の協議経過 ・鎌倉市ごみ焼却施設基本構想について ・今後の検討組織体制について
平成25年12月20日	第1回ごみ焼却施設用地検討部会	・用地検討部会の進め方について ・建設候補地の選定手法について
平成26年1月15日	第2回ごみ焼却施設用地検討部会	・施設整備事例・環境対策事例について ・用地検討部会のスケジュールについて
平成26年1月22日	はだのクリーンセンター視察	「はだのクリーンセンター」（秦野市）において、最新のごみ焼却施設の施設整備状況を視察。
平成26年3月4日	第3回ごみ焼却施設用地検討部会	・建設候補地を抽出するための諸条件の検討について 【1次選定条件の決定】
平成26年4月15日	第4回ごみ焼却施設用地検討部会	・選定条件による抽出（候補地リストアップ）結果について 【選定結果：115箇所】 ・2次選定における選定項目の検討について 【（第1回）2次選定における選定項目の決定】 【選定結果：115箇所→20箇所】
平成26年5月13日	第5回ごみ焼却施設用地検討部会	・2次選定について 【（第2回・第3回）2次選定における選定項目の決定】 【選定結果：20箇所→6箇所→4箇所】 ・3次選定（比較検討項目）の進め方について
平成26年7月1日	第6回ごみ焼却施設用地検討部会	3次選定（比較検討項目と評価方法）の検討について
平成26年7月23日	候補地現地視察	4候補地の比較検討をするに当たり、現地の状況を視察。
平成26年7月24日	第7回ごみ焼却施設用地検討部会	3次選定（比較検討項目と評価方法）の検討について
平成26年8月29日	第8回ごみ焼却施設用地検討部会	3次選定（比較検討項目と評価方法）の検討について
平成26年10月14日	第9回ごみ焼却施設用地検討部会	3次選定（比較検討項目と評価方法）の検討について
平成26年11月16日	第10回ごみ焼却施設用地検討部会	鎌倉市ごみ焼却施設用地検討部会報告書(案)について
平成26年11月29日	第11回ごみ焼却施設用地検討部会	鎌倉市ごみ焼却施設用地検討部会報告書(案)について
平成27年1月7日	第12回ごみ焼却施設用地検討部会	鎌倉市ごみ焼却施設用地検討部会報告書(案)について

5 候補地の選定方法

候補地の選定は、図 1 のとおりで、1 次選定（候補地の抽出）、2 次選定（候補地の絞り込み）、3 次選定（候補地の比較検討）によって実施しました。

図 1 候補地の選定に関するフロー



(1) 1次選定

1 次選定では、焼却施設に一定規模以上の敷地面積が必要であることから、まず、0.5ha 以上の公共用地、接道があることを選定条件とし、市有地から抽出した結果のとおり（資料編 P39、資料 1 参照）、史跡・公園・緑地・小中学校、その他の公共施設 115 箇所を抽出しました。

(2) 2次選定

2 次選定では、まず 1 次選定で抽出された 115 箇所を、以下の基準から選定を行ないました。

ア 史跡は、保存を前提としており、法的な規制が厳しいことから除外。

イ 小中学校は、現在のところ統廃合の予定がないことから除外。

ウ 公園・緑地のうち風致地区条例、古都保存法、緑地関連法令等の規制があるものは除外。

エ その他の公共施設は、既に施設の運営がなされており、廃止の予定のない施設で、利用可能な余地のない施設は除外。

以上の結果から候補地は 20 箇所となりました。

次に、この 20 箇所のうち規制等のない公園や緑地(資料編 P41、資料 2 参照)を以下の理由から除外することとしました。

ア 都市公園は、ほとんどが緑地であり、また、緑地は、傾斜地や不整形地で土地利用ができない状況である。

イ 市の考え方として、都市公園や緑地のように自然的土地利用の場所を都市的土地利用に変更することは好ましくない。

以上の結果から候補地は、下記の 6 箇所となりました。

- 1 野村総合研究所跡地
- 2 深沢地域総合整備事業区域内市有地
- 3 山崎下水道終末処理場未活用地
- 4 深沢クリーンセンター用地
- 5 名越クリーンセンター
- 6 今泉クリーンセンター (順不同)

上記候補地 6 箇所のうち、名越クリーンセンターは、昭和 57 年の竣工以来 32 年を経過し、その間、地元住民のご理解のもとに、平成 14 年完成の「ダイオキシン類削減対策工事」を経て、平成 24 年には、施設の延命化を目的とした「基幹的設備改良工事」を施工してきましたが、その実施に当たっては、地元自治会と協議を行ない「今回の基幹的設備改良工事を最後とする」とした協定書を締結した経緯があります。

また、今泉クリーンセンターについても、昭和 48 年の竣工以来 41 年を経過し、その間、地元住民のご理解のもとに、昭和 54 年完成の「改修整備工事」、平成 17 年完成の「ダイオキシン類削減対策工事」を施工してきましたが、その実施に当たっては、地元自治会と協議を行ない「稼動期間は改修後長くても 10 年」とした覚書を締結した経緯があります。なお、今泉クリーンセンターは平成 27 年 3 月で焼却を停止しますが、ごみ処理施設としての運用を行なっていくことになります。

このように、二つのごみ焼却施設については、これまで工事を実施するごとに地域住民に稼動の継続をお願いし、いずれもごみ焼却場の存否に係る地元住民との協定書・覚書を締結していることから、その内容については尊重すべきとして除外し、候補地を 4 箇所に選定しました。

ー 候補地の選定結果 ー

- 1 野村総合研究所跡地
- 2 深沢地域総合整備事業区域内市有地
- 3 山崎下水道終末処理場未活用地
- 4 深沢クリーンセンター用地 (順不同)

(3) 3次選定

ア 比較検討項目

3次選定では、表3のとおり、生環審で審議した施設の整備に関する基本方針(コンセプト)と、ごみ処理施設整備の計画等に関する事項、また、他市の事例を参考に表4のとおり19の比較検討項目を決定し、それぞれの項目に基づいて各候補地の現況や課題の把握・検討を行いました。

比較検討項目の1から13までは、法規制や土地利用の現況、位置付け、また市の施策との整合など建設候補地を選定するうえで一般的な項目として位置付け、14から18に関しては、施設の基本的な方針の実現性など、本市のごみ焼却施設を建設するうえで検討しておくべき重要な項目として位置付け協議を重ねました。

特に建設候補地周辺の住民に理解を得るためにも重要な「焼却施設のイメージ作り」では、市民が抱えている、焼却施設の印象が、今までの「工場棟」というイメージとは相違する周囲の景観に溶け込むような建物を建設することなど、景観への配慮等が重要となります。また、「エネルギーの活用について」では、エネルギーが創出されることにより、複合施設等への電力供給が可能となることや、更に災害時における地域の復旧の一助を担える施設を目指すことで、施設自体の価値も評価されることに繋がるものと考えます。

以上のことから、14から18の比較項目については、市が最終候補地を選定するうえでも、大きな要因となる項目と史料されます。

また、2次選定による4候補地には、本市の土地事情からそれぞれの候補地に様々な課題があることから、比較検討項目19に「各候補地が抱える課題」として位置付け、それぞれの課題をどのように捉え対応していくのか検討を重ねました。

イ 検討経過

はじめに、表5-1～表5-4「新ごみ焼却施設建設候補地選定に係る調査表」により、4候補地の概要を把握しました。

次に、4候補地比較検討項目をどのような項目にするのかを協議した上で、比較検討項目(19項目)を決定し、表6「4候補地に対する相対比較項目(19項目)の調査結果概要」のとおり、各項目に対する詳細な検討を行ない、各項目の所見を記載しました。

また、比較検討項目の19番目「各候補地が抱える課題」については、表7-1～表7-4「候補地別課題整理表」として別に取りまとめ、課題解決に向けた検討を記載しました。

これらを総合的に検討した結果を、各候補地の「総評」として取りまとめました。

表 3 鎌倉市ごみ焼却施設基本計画における基本方針（コンセプト）について

本市におけるごみ焼却施設の建設にあたっては、安全・安心で、環境に十分配慮し、市民に愛され、地域に開かれた施設を目指します。

また、これまでは未利用であったごみの焼却から得られるエネルギーの利活用を図るとともに、災害に強い施設造りをしていくため、以下に示す基本方針を踏まえて施設整備を進めることとします。

(1) 地元住民に安全で安心してもらえる施設 ア 安全性を確保できる時代に見合った技術や機器を導入し、維持管理が容易で、故障が発生しにくい、安定性や信頼性の高い施設を建設します。 イ ごみの焼却量や車両の運行状況等の操業データを定期的に公開し、透明性があり、市民の方から信頼される開かれた施設運営を行います。 ウ 大気へ排出される物質に対しては、国・県等が定める環境基準を遵守することはもとより、市が独自の合理的な自主規制値を設け、排出ガス濃度を連続的に測定し、市民の方が常時確認できるように表示します。
(2) 周辺環境と調和した環境にやさしい施設 ア 十分な環境対策を講じ、環境負荷を抑制するとともに、出来る限りエネルギー消費の少ない施設を目指します。 イ 従来の焼却施設の外観イメージを脱却し、周辺環境と調和する意匠・形態を考慮した施設造りを目指します。
(3) 市民に愛され、地域に開かれた施設 ア 市民が、気軽に施設へ立ち寄り集い、学びふれあうことができる機能を備えた施設を目指します。 イ 複合施設の導入も視野に入れ、より多くの市民が活用できる施設造りを目指します。
(4) エネルギーの創出ができる施設 ア これまで、本市では実現していない、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用し、平常時はもとより、非常時にも外部電力に頼らない、自力で施設を稼働させることができる施設とします。 イ 本施設でエネルギーを利用したうえで余った熱エネルギーや電力を他施設等へ供給できる施設を目指します。
(5) 災害に強い施設づくり ア 耐震性や耐久性を有する災害に強い施設を建設し、自然災害等の時には、エネルギーが創出できる利点を活かして、地域の復旧の一助を担える施設を目指します。 イ 自然災害等で発生した一時的なごみにも対応可能な処理機能を有したコンパクトで機能性の高い施設を目指します。

表 4 比較検討項目表

比較検討項目		評価の視点
1	土地利用の現況について	・ 候補地の利用状況
2	法律の制約条件	・ 都市計画法に係る用途地域及び建築制限 (建物の高さ、形状、配置などの制約) ・ 埋蔵文化財包蔵地への該当 ・ 宅造法
3	地形や地質について (平地の確保、地盤の強化等)	・ 活断層までの距離 ・ 軟弱地盤への該当状況
4	収集運搬の距離や施設周囲における車両通行 状況について	・ 人口重心までの距離 ・ 施設整備に伴う交通渋滞への影響
5	他市との距離関係について	・ 近隣市までの距離
6	騒音、振動、悪臭などの環境保全対策への対応 について	・ 騒音、振動、悪臭の規制状況
7	敷地境界線から学校、保育所、病院等までの距 離、通学路の有無などについて	・ 学校、保育所、病院等までの距離 ・ 主要収集ルートと通学路との重複
8	住宅の密集度	・ 候補地周辺の住宅数
9	十分な幅員の確保について	・ 接道の幅員
10	自然災害に対する影響について	・ 鎌倉市津波ハザードマップ、鎌倉市土砂災害ハザード マップ、鎌倉市洪水ハザードマップでの該当状況
11	総合計画、都市マスタープランの方向性及び既 存計画との整合について	・ 上位計画の有無、土地利用の方向性についての整合 ・ 各候補地にある既存計画との整合性
12	将来的な施設の建替え、増築、改造等への対応 可能性について	・ 建替え、増築、改造等の際に必要なスペースの 有無、形状
13	焼却施設建設に伴う付帯費用（造成・用地等） について	・ 概算工事費
14	景観への配慮について	・ 周囲の緑地への影響、施設整備による景観への影響、 景観計画との整合性
15	焼却施設の存否に係る事柄以外の地元住民と の経緯について	・ 地域住民との約束事項の有無
16	地元還元施設について	・ 地元還元施設のあり方について
17	防災拠点としての可能性について	・ 防災拠点として役割について
18	施設から発生するエネルギー活用について	・ エネルギーの利活用方法について
19	各候補地が抱える課題について	・ 各候補地が抱える課題等の整理

※ 1～10 現況・規制に関わる項目
11～13 政策に関わる項目
14～19 計画に関わる項目

図2 鎌倉市ごみ焼却施設建設候補地

